



しあわせ信州



南信消費生活センター

「くらしに役立つ法律のはなし in 上伊那」のご案内 ＜第5回＞

南信消費生活センターでは、多くの皆様に、最近の消費者問題や消費生活知識等を習得していただくために、弁護士による法話を下記のとおり開催します。

今回は、「不動産取引と民法改正」をテーマに、民法（債権法）の改正が不動産の売買や賃貸借に及ぼす影響や取引時の注意点等について、分かりやすくお話していただきます。

多くの皆様のご参加をお待ちしています。

☆ 日 時	令和元年11月12日(火) 13:30~15:00
☆ 会 場	伊那市役所 5階 501会議室
☆ テー マ 演 題	「不動産取引と民法改正」 ～ 不動産の売買や賃貸借に及ぼす影響 ～
☆ 内 容	民法(債権法)が約120年ぶりに大きく改正され、来年4月1日に施行されます。この改正には、不動産についての身近な取引に関わる内容も多く含まれております。 今回の改正が不動産の売買や賃貸借についてどのような影響を与えるのか、実際の取引にあたってどのような点に注意したらよいかについて、分かりやすくお話していただきます。
☆ 講 師	牧田法律事務所 牧田 豊彦 弁護士
☆ 参加料	無 料
☆ 共 催	長野県弁護士会上伊那在住会、伊那市、南信地区消費者の会連絡会
☆ 申込み	参加ご希望の方は、電話(0265-24-8058)、メール(n-shohi@nagano.lg.jp)、またはFAX(0265-21-1703)で当センターへお申込みください。 (参加される方の、名字と所在市町村のみお知らせください。)
☆ その他	次回は、来年2月頃に伊那市内で開催します。 詳細が決定次第、広報紙等でお知らせしますので、是非ご参加ください。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン 2.0 (長野県総合5か年計画) 推進中



世界を変えるための17の目標

[長野県は「SDGs未来都市」です]



(連絡先)長野県南信消費生活センター
所長:石澤一志 担当:松本善彦
電話:0265-24-8058
FAX: 0265-21-1703
Email:n-shohi@pref.nagano.lg.jp

SDGs (持続可能な開発目標) は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です。